

明石公園における考え方 【自然環境保全】

令和5年3月23日



■ 部会で検討すべき論点【自然環境保全】

- (1) ゾーニング図の作成
- (2) 実際に樹木管理を行う際（計画策定前段階）の合意形成の場及びルール設定
- (3) 公園管理に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定
- (4) 公園管理に県民が参画するための取組みの実施



(1) ゾーニング図の作成

■ ゾーニング図A

- 全体会から示された考え方に基づき作成。
- 公園における現状の自然環境について面的に整理。

【明石公園の特徴】

城跡の石垣及びその周辺の樹木を伐採する際には、関係者で1本1本について丁寧に確認し、対応を検討する。

■ ゾーニング図B

- 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- 今後、協議の場等で継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

※実験・観察が必要になる箇所については、そのエリアをゾーニング図Bにおいて明示する。



■ ゾーニング図 A

- ・園内を「ゾーニング I」と「ゾーニング II」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定する。**
- ・ゾーニング I とゾーニング II の重複や、ゾーニング I における各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、協議の場において合意形成を図る。

＜ゾーニング I＞ 地面にある対象物で分類したゾーン

区分		対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン		・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。
B みどりゾーン ※	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する	※石垣周辺については、樹木1本1本について確認し、対応を検討する。
	②保全ゾーン	・森、林等	・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する	・利活用に応じた樹木管理を行う。
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する	・希少種等の生息環境に配慮した樹木管理を行う。
C 低未利用ゾーン		・未利用地、空き地等	—	・最低限の樹木管理を行う。

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

＜ゾーニング II＞ 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・視点場からの眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。

■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的なイメージ <ゾーニングI> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	具体的な場所		
A 施設ゾーン 	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣周辺 ・陸上競技場 ・野球場 ・サービスセンター ・遊具広場 等	石垣周辺 陸上競技場	
B みどりゾーン	①利用ゾーン 	・芝生広場、森、林等	<ul style="list-style-type: none"> ・仲よし広場 ・千畳敷 ・武蔵の庭園 ・石垣上の広場 等	仲よし広場 武蔵の庭園
	②保全ゾーン 	・森、林	<ul style="list-style-type: none"> ・堀の林 ・剛ノ池東側の林 ・桜堀周辺の林 ・公園西側の林 等	藤見池 堀の林
	③保護ゾーン 	・希少種等がいる森、林	<ul style="list-style-type: none"> ・箱堀 	箱堀

■ ゾーニング図 A における各ゾーンの具体的なイメージ

＜ゾーニングⅠ＞ 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	具体的な場所	
C 低未利用ゾーン 	未利用地、 空き地	・あさぎり寮跡	

＜ゾーニングⅡ＞ 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	具体的な場所	
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所	今後、検討※	—

※
 ・眺望ゾーンについては、嶽山副部会長のアンケート結果からも、明石城だけでなく、剛ノ池の桜などの景観も魅力的であることが把握できた。
 ・眺望ゾーンの設定に当たっては、より丁寧な検討が必要であることから、時間をかけて検討していくこととした。



(2) 実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・協議の場を設置し、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

(例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

特別な維持管理

景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採

(例：保全ゾーンに園路を新設する場合)

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
協議の場への説明・相談	事前説明※1 (指定管理者)	事前説明※1 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—※2	○ (県)	—

※1・・・協議の場において、次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

※2・・・関係者間で、運用に関する事例がある程度蓄積されるまでの間は、現地説明会を実施



(3) 公園管理に関する情報発信のルール設定

・工事着手前段階において実施する情報発信のルールを設定する。

<情報発信のルール設定>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—



■ 樹木管理に係る合意形成フロー図

STEP1

ゾーニング図の作成

【目的】園内の各エリアをどのように樹木管理するのかの共通認識を持つ。

STEP2

実際に樹木管理を行う際の合意形成

【目的】実際に樹木伐採を行うにあたり、関係者との合意を形成する。

日常の維持管理	特別な維持管理
協議の場において計画を説明・相談	
計画を公開し、広く意見募集 (HP/SNS/看板)	
—	現地説明会や パブリックコメント

STEP3

工事着手前段階における情報発信

【目的】工事着手時にも情報を発信することにより、意見のとり漏らしを防ぐ。

日常の維持管理	特別な維持管理
工事の都度、情報発信 (HP/SNS/看板)	
—	現地説明会

伐採を計画

工事の着工



(4) 公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

<利用者参画の例>

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）